

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第65号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する規則（平成14年香川県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(都道府県知事保存本人確認情報の提供方法)</p> <p>第3条 条例第3条又は第7条の規定による<u>都道府県知事保存本人確認情報</u>の提供は、電子計算機（入出力装置を含む。）の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）によるものとする。</p> <p>(本人確認情報の利用の状況の公表)</p> <p>第4条 条例第5条の規定による<u>都道府県知事保存本人確認情報</u>の利用の状況の公表は、毎年4月から翌年3月までの期間に係る<u>都道府県知事保存本人確認情報</u>の利用を行った事務の区分及び利用した<u>都道府県知事保存本人確認情報</u>の件数を取りまとめ、これを当該期間終了後1月以内にインターネットの利用により行うものとする。</p> <p>(自己の本人確認情報の開示に係る費用の額等)</p> <p>第7条 条例第9条の書面の作成に要する費用の額は、当該書面1枚につき20円とする。</p> <p>2 条例第9条の書面の作成及び交付に要する費用は、前納とする。</p>	<p>(県内の市町の執行機関への本人確認情報の提供方法)</p> <p>第3条 条例第3条の規定による<u>保存期間に係る本人確認情報</u>の提供は、電子計算機（入出力装置を含む。）の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）によるものとする。</p> <p>(本人確認情報の利用の状況の公表)</p> <p>第4条 条例第5条の規定による<u>本人確認情報</u>の利用の状況の公表は、毎年4月から翌年3月までの期間に係る<u>本人確認情報</u>の利用を行った事務の区分及び利用した<u>本人確認情報</u>の件数を取りまとめ、これを当該期間終了後1月以内にインターネットの利用により行うものとする。</p> <p>(自己の本人確認情報の開示に係る費用の額等)</p> <p>第7条 条例第7条の書面の作成に要する費用の額は、当該書面1枚につき20円とする。</p> <p>2 条例第7条の書面の作成及び交付に要する費用は、前納とする。</p>

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。